

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和3年3月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から23までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業ではない。

(道路運送法第2条) (×)

2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

(道路運送法第3条) (×)

3. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第4条) (×)

4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。

(道路運送法第7条) (×)

5. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第9条の2) (×)

6. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

7. 一般旅客自動車運送事業者は当該運送に適する設備があるとき、運送の引受けを拒絶してはならない。

(道路運送法第13条) (×)

8. 事業者は、正当な事由がある場合、運送の申し込みを受けた順序によらずに旅客の運送を行うことができる。

(道路運送法第14条) (○)

9. 複数の営業所がある場合、事業者は営業所ごとに安全統括管理者を選任する必要がある。
(道路運送法第22条の2) (×)
10. 道路運送法には、事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。
(道路運送法第25条) (○)
11. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
(道路運送法第33条) (×)
12. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第38条) (○)
13. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。
(運輸規則第3条) (×)
14. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。
(運輸規則第15条) (×)
15. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
(運輸規則第16条) (○)
16. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
(運輸規則第21条) (○)
17. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
(運輸規則第21条) (○)

18. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

(運輸規則第24条) (×)

19. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

(運輸規則第28条) (×)

20. 事業者は、運行ごとに運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要する箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。

(運輸規則第28条の2) (○)

21. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(運輸規則第35条) (○)

22. 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。

(運輸規則第37条) (○)

23. 事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

(運輸規則第47条の9) (○)

II. 次の各文中の () の部分にあてはまる語句を下から選び () 内に記号を記入しなさい。

24. 一般旅客自動車運送事業者は、(イ) の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第15条)

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

25. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(ア) に努めなければならない。

(道路運送法第22条)

ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保

26. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（イ）を受けなければ、その効力を生じない。

（道路運送法第36条）

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

27. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ウ）を図ることを目的とする。

（運輸規則第1条）

ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便

28. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ア）かつ懇切な取扱いをしなければならない。

（運輸規則第2条）

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

29. 旅客自動車運送事業者は、（ア）の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（運輸規則第2条の2）

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

30. 事業者は、運送引受書の写しを（ウ）の日から一年間保存しなければなりません。

（運輸規則第7条の2）

ア. 運送の申し込み イ. 運送の引き受け ウ. 運送の終了

31. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（ウ）を記載した領収証を発行しなければならない。

（運輸規則第10条）

ア. 公示額 イ. 支払時期 ウ. 計算基礎

32. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（イ）適切な処置をしなければならない。

（運輸規則第18条）

ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために

33. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び（イ）について報告を求めなければならない。

（運輸規則第24条）

ア. 運賃収入 イ. 運行の状況 ウ. 健康状態

34. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（イ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

（運輸規則第26条）

ア. 乗務記録 イ. 運行記録計 ウ. 運行指示書

35. 旅客自動車運送事業者は、（ア）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

（運輸規則第36条）

ア. 二月 イ. 六月 ウ. 一年

36. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、主として運行する又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ア）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 自動車の運転 イ. 事業計画 ウ. 運行管理

37. 旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ウ）を受けさせなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断

Ⅲ. 下記に掲げる項目のなかで、事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員のしてはならない行為として、法令で定められているものはどれですか。してはならない事項には×印を、そうでない事項には○印を記入しなさい。

（運輸規則第49条）

- ①旅客の現在する事業用自動車内で飲食すること。 (○)
- ②旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること。 (×)
- ③旅客の現在する事業用自動車において、その車外へ出ること。 (○)